

平成20年度 当初予算編成方針

1 当初予算編成の前提となる財政状況

○本県財政の見通し

- ・一般財源総額の伸びが見込めない中で、公債費や社会保障関係経費などの義務的経費が引き続き大幅に増加することが見込まれ、本県の財政構造の現状を踏まえると、極めて厳しく困難な状況

現時点での20年度の財源不足額（対策必要額）

500億円程度

公債費

H19 1,296億円 H20 1,370億円程度 H21 1,400億円程度 H22 1,410億円程度

※今後の県債の新規発行を行財政改革大綱に沿って18年度水準から5%程度抑制するとして
試算

社会保障関係経費

H19 702億円 H20 760億円程度 H21以降少なくとも5年間 毎年20~30億円増加

○本県の主な財政指標の動向 → 財政構造の硬直化の進行を如実に反映

- ・「経常収支比率」 ※財政構造の弾力性すなわち財政の余裕度を示すもの

…… H17 88.6 % → H18 91.9 % 3.3ポイント悪化

▽一般財源総額が伸びない場合、

今後もさらに悪化の見込み

- ・「実質公債費比率」 ※公債費及びそれに準ずる経費の状況を示すもの

…… H17 13.0 % → H18 14.4 % 1.4ポイント悪化

▽今後の県債の新規発行を行財政改革大綱に沿って18年度水準から5%程度抑制するとしても、

H20 約18%、H21 約20%まで上昇する見込み

※実質公債費比率が18%を超えると、地方債の発行に際して、「公債費負担適正化計画」の策定が求められるとともに、事業区分ごとに総務大臣の許可が必要となる。

2 予算編成の基本方針

(1) 基本的な取組方針

～行財政改革を強力に推進するとともに、県政の重要課題にも的確に対応～

○本県財政の「危機的状況」を回避するため、行財政改革を一層強力に推進

○全庁的な政策議論を経てまとめた「平成20年度 県政重点政策課題」に掲げる、「地域の元気づくり」、「くらしの安全・安心づくり」、「ぎふの未来のための基盤づくり」の3つの柱に沿って、本県の新たな長期構想の策定に向けた議論も踏まえつつ、県政の重要課題に的確に対応

別紙 参照

(2) 具体的な予算編成の視点・ポイント

① 「予算要求基準」の遵守

次頁のとおり

② 「入るを量りて出するを制す」への原点回帰

③ あらゆる角度から工夫した歳入確保対策

- ・県有未利用財産の売却、受益者負担の適正化の観点による使用料及び手数料の再点検、広告収入等外部資金の調達など、あらゆる角度から工夫を行い、積極的に歳入を確保

④ 県政の重要課題への的確な対応

- ・「平成20年度 県政重点政策課題」に沿って、十分な政策論議を行い、その結果を予算に反映することにより、財源を一層効果的・効率的に活用

⑤ 「ゼロ予算施策」の積極的な推進

- ・職員人件費や事務費を最大限に活用するとともに、制度や仕組みづくりなどに工夫を凝らしながら事業を実施する「ゼロ予算施策」を引き続き積極的に推進

⑥ 事務事業の見直しの徹底

- ・定員適正化計画に伴う職員減を見据え、効果的な政策推進のため、厳格な優先順位付けに基づき、事業数そのものを大胆に削減
- ・県民等の具体的なニーズを踏まえた提案についての十分な目配りと、少額予算であっても、県民目線に立ってきめ細やかに配慮

⑦ 外郭団体等に対する県関与の見直し

- ・自立的・自主的な運営を確保する観点からの財政的・人的関与の縮減

⑧ 特別会計、企業会計との負担区分の見直し

- ・各会計の運営状況を勘案しつつ、税負担（一般会計繰出）の妥当性等について再検証

事業分類別の予算要求基準

この予算要求基準は、あくまでも現時点での收支見通しに基づき、要求の上限を定めるものであり、今後の収支や地方交付税の動向など、財政環境の変化等により更なる歳出削減があり得るものであること

注 以下の縮減率は、所要県費ベース（一般財源＋県債）

「重点事業特別枠」

- 新たに「重点事業特別枠」を設定するので、中長期的な県政の方向性を踏まえ、「確かな明日の見えるふるさと岐阜県づくり」を進めていく上で、今から最優先で対応しておかなければならぬ重要な政策課題について、この枠を活用し、所要額を要求できるものとする。

「その他の政策予算」

○個別調整事業のうち、「公共枠」「県単枠」

- 将来の公債費負担の抑制の観点を踏まえつつ、予算編成過程において検討

○個別調整事業のうち、上記以外の事業

（私学振興補助金、学校建設事業、森林整備特別事業、単独交通安全整備事業、スポーツ振興事業）

- 個別事業毎の縮減率は設定しないが、所要額を精査のうえ要求することとし、私学振興補助金、学校建設事業（特別支援学校分）、スポーツ振興事業を除き県全体として、

対 平19当初予算比

縮減率 ▲ 10% を目標

○県費10,000千円以上の投資的経費

- 新たな施設整備等の着手は、原則として認めないこととし、また、継続分についてもできる限り進度の調整を行うこととし、

可能な限り所要額を圧縮

○上記以外の政策予算（※一部事業を除く）

- 事務事業の見直しの徹底等により、以下の縮減率を遵守

対 平19当初予算比

＜維持管理費・建物修繕費＞

＜その他の他＞

縮減率 ▲ 5%

縮減率 ▲ 10%

「非裁量予算」

- 所要額の確実な見通しに基づき積算するとともに、非裁量予算とすることの適否を含め、制度のあり方まで踏み込んで見直すこととして、

可能な限り所要額を圧縮

「管理予算」

可能な限り所要額を圧縮

- 「職員給与費」については、定員適正化計画等を反映